

機関番号：32613

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530747

研究課題名(和文)

教員の実践的指導力を担保する教員免許制度の法的枠組みに関する研究

研究課題名(英文)

On the Legal Framework Supporting for Teacher's Practical Competencies

研究代表者

藏原 清人 (KURAHARA KIYOHITO)

工学院大学・工学部・教授

研究者番号：50178092

研究成果の概要(和文)：

日本の教員養成制度は大学における養成および目的養成の大学に限らず養成できること(開放制)を原則とし、多くの個性的な有資格者を育て、その中から優れたものを教員に選抜するものである。教員の資質能力の向上のためには、養成期間の延長や修得単位の増加、あるいは免許の種類の変更などよりも、養成の教育内容の充実が大切である。6年間の養成を本体とすることは、むしろ教員志望者を減らすことになり、必要な教員の確保が難しくなる。

研究成果の概要(英文)：

Japanese system for teacher training maintains two principles: the training in university and the open system for training. So, the system allows a variety of individuals to become license holders among which the ones with higher eligibility will be selected to go into services. In order to raise abilities of teachers, it is not so important to extend training term, to increase number of credits required for certification or to change into the different types of license. Rather, it is necessary to enrich the contents taught in the teacher training courses. Changing the term for basic license into six years would result decrease in the number of candidates and cause difficulties in the recruitment.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：教員養成論

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教員免許制度、教員の実践的指導力、教員免許、教育職員免許法

## 1. 研究開始当初の背景

これまでの教員資質論は、あるべき姿についての理念論にとどまるものであった。これに対して教員免許法の改正にあたっては、ややもすると大学における修得単位の多寡に関心を集中させてきた。そもそも免許状とは

何か、それは法制化によってどのように機能して教育の質を担保することになるのか、法制そのものの研究は行われてこなかった。しかし近年の教員の資質向上は免許法の改正によるという手法がとられている。この是非を明らかにする前提として免許法制そのも

この研究が求められるのである。

## 2. 研究の目的

本研究は以上の欠を補うために、以下の目的で行われる。

(1) 免許法そのものの検討をすることによって立つ原理を明らかにする

(2) 近代的免許制度を前近代の免許制度と比較することで、免許制度そのものの意義を解明する

(3) 外国の事例研究、教員の資質論と法制の関係を研究する

(4) 今日目指すべき教員の資質とその形成について検討し、それを担保する法制の原理を探る

## 3. 研究の方法

(1) 免許法の改正経過とその内容を明らかにし、免許法によって立つ原理を明らかにする

(2) 教員免許を他の資格や免許と比較して、その特徴を明らかにする。また前近代の免許制度について歴史的研究を行う

(3) 教員の実践的指導力を法的枠組みでいかに担保するか、免許法の果たしている機能を実証的に検討する

(4) 外国の免許制度の研究を行いわが国の制度と比較研究をする。また EU、ユネスコなど国際機関の方針を調査する。

これらの研究を進めるために、年に二回程度の研究会を行い、研究の進展や意見を交流する。また海外調査を実施すること、学会発表等でメンバー以外の意見を聴取して研究の幅を広げたい。

## 4. 研究成果

(1) 研究の結果明らかになった今日の免許制度の内容は次の通りである。

①学校教育や教員資格が国家の関心となるのは近代に入ってからのものである。それは教育が国家、社会の発展にとって重要な意味を持つようになったからである。教員免許制度は有資格者にのみ教育に携われるようにすることで教育の水準を保障しようとする、有資格者以外のもので従事を禁止するとともに、教員にふさわしくない行為をしたものの免許を取り消し排除する仕組みであることに本質がある。

②今日の免許制度は、戦前の勅令主義の反省に立って、憲法に基づき国会で定める法律によって規定すること（法律主義）、免許法は、国民の教育の権利法、教員養成の内容方法の規定法および行政手続き法の三つの側面をもつものである。

③新たに免許状を取得する場合は、自主的な判断力を備えた教員を養成するため、学問の自由が保障された大学で行うこと（大学に

おける教員養成）

④必要な条件を備えた大学は教員養成を直接の目的としない大学でも教員養成を行うことを認めること（開放制）、また教員として必要な条件を満たした者には申請により免許状を授与すること（免許授与の定数を定めない）

⑤免許状に等級を設け、上級免許状を教員の資質向上の目標として示すこと、上級免許状の取得は現場での研修を中心に行われること（上進制度の導入）

⑥現在の二種免許状は初めて免許状を取得する場合だけでなく、すでに一種免許状をもつものが他校種や他教科免許状を取得する際に活用されている。これは臨時免許状とはちがって正規の免許状であり、無資格教員をなくすと共に教員の配置等に関する弾力性を保障しているといえる。

なお、これらの研究を進めるために教育職員免許法施行規則等のこれまでの全改正沿革を資料集にまとめた。

## (2) 現行制度の特徴と意義

①現行制度は、学校制度全体の中で教員養成を行う設計である。高校までの教育では基本的な人格形成を行い、その上で大学において専門の学問と共に教職への準備が行われる。その際、小学校教員については子どもと教育についての学習に重点があり、中学校・高等学校の教員では、教科の専門に重点があるといえる。

②教員養成系大学では教職に関する学習が多く一般大学では教科に関する専門の学習が中心となるが、さらに国立公立私立大学がそれぞれの大学の理念目標に基づき多様な教員養成を行うことで、個性的な資質を持った教員を養成できること、学校ではそうした教員が集まりそれぞれの学習経験や個性を生かして教育に従事することが特色ある教育をすすめる保障となる。

③現在の制度は養成された教員に就職義務を負わせることなく、したがって養成の規模を今必要とする人数に限定しない。このことは多くの有資格者を出した上で優れたものを教員として選抜する仕組みであり、現行制度の大きな特徴である。

④現在の制度は大学において基本となる知識技術を学習した上で資格を与えて現場に出ることを認め、現職経験を積む中で許員としての資質能力を高め、上級免許状でその成果を評価する仕組みである。

⑤大学が教員養成を行うことは、大学にとって、その大学で教育する専門分野の学問を直接国民に伝えるチャンネルをもつことを意味するのであり、大学の社会的貢献としてむしろ積極的に取り組まれるべきである。

⑥現在の教員養成によって資格を有する

ものが社会の中に多くいることは、非常勤講師や臨任教員を採用するためのバッファーとして機能する不可欠の仕組みであり、保護者や地域社会が学校教育を外から支える仕組みであって、今日の教育を作り上げた大きな力である。

⑦教育実習の期間が短いとする意見があるが、今日行われている期間でも大学における学修を踏まえて教師の仕事や責任、自分の教師への適性を十分認識することができる。全国どの学校でも教育実習が可能であるが、これは日本の教員のほとんどが大学を卒業しており個人的資質が高い上に、これまで行われてきた校内研修や教員の異動によって教員の質がほぼ均等であることによるものであり、むしろ世界に誇るべきことである。また現在教育実習は現場がボランティアに受け入れているもので、長期実習を行うならば現場の負担を著しく増やし、教育活動それ自体にも大きな影響を与えかねない。そのリスクを冒してまで今以上に実習期間を延長する必要性は認めがたい。

⑧現在の課程認定に基づく教員養成の仕組みは国にとっても学生にとっても負担の少ないやり方であり、経済的財政的に効率性がよいというべきである。

### (3) 現行制度の改善方向

①現在行われている短大ないし4大での教員養成は機能しており、これを廃止して大学院修士課程を必須とする制度変更は無理がある。これでは大幅な教員不足を招きかねない。特に幼稚園教員や、地域によっては非常勤、臨任教員の確保が困難となることが予想される。

②免許状取得を最低基準と上級基準に分け、教職に就いた後に経験や研修によって上進する免許の等級区分の考えは優れており、一層活用すべきである。

③多様な大学においてそれぞれの教育理念目標に沿って教員を養成するという現行制度は個性的で優れた教員を育てるのに適した制度である。したがって課程認定については必要な条件を明示し、行政的に制限を強めるべきではない。

④大学院における教員養成で教職科目を全く履修しなくても専修免許状が取得できることを問題視する向きがあるが、専修免許状は一種免許状を基礎としておるのであって、専修免許状取得の際には一種免許状を取得するために必要とされる教職科目は必ず履修している。むしろ大学院では教職または教科のどちらかを重点的に学習するところに意義がある。

⑤したがって、現行の免許制度は十分機能しており、今急いで大きく変える必要性は認められない。現在必要なことは、現行制度の

中でより着実に教員養成を行う以下のような努力である。

a 教員希望者に限ることではないが、高校までの教育を充実させ、学力と共に人格形成に努めること

b 大学での教員養成教育では教職科目の充実が必要であるが、それは現在の日本の教育の現状と課題の認識を深めること、人間理解と共に発達について理解を深めること、現代社会と知識・技術の役割について理解することが重要であり、何より生徒の人格を尊重する姿勢である。

c 教職課程に関して教科に関する科目の内容を学校での教科と関連を付けることは重要であるが、これは教員養成側の努力だけではなく学問の側での努力が必要であろう。

d 一般大学、一般学科に所属する学生が教職に就くことを強く望む場合は、各大学の判断により教育に関して卒論を書くことが認められるべきである。

e 大学院での教員養成は、それぞれの大学で積極的に取り組むべきであり、また採用にあたって専修免許状取得者を増やす努力はされてよい。

f 大学における教職課程担当教員の人数に関しては、現在の当該大学の入学定員によって決める仕組みだけでなく、教職課程履修者の人数によって増加されるべきである。

⑥教員の資質能力の向上のためには個人の能力を高めるだけでは限界があり、教員定数の改善が必要である。少なくとも有給休暇が保障されること、研修等での出張ができるようにすることのために少なくとも15%の増員を行うこと。この他に学級定数減や指導の充実のための教員定数の増加が必要である。

⑦私立学校教員も含めて、研修を保障することが必要である。具体的には自主的研修を積極的に認めること、校内研修を進めるために授業の持ち時間を減らすこと、個人研究費を措置すること、学校の研究紀要の発行を奨励すること、教育研究団体への助成を行うことなどがある。このためにも現在の人事管理、学校管理を改め、学校の自主性を尊重すること。

⑧保護者や地域との協力共同を進めることが必要である。現在の教員養成6年制論は、一般社会の大学進学率が高くなったので教員は修士を資格とする必要があるとされているが、これは教員の学歴を高めることで保護者の不満をおさえ出させなくするという考えである。教員が大学院で学修することは奨励すべきであるが、そうでなければ教育ができないとする考えはあまりにも短絡的である。教員と保護者は対立的なものにとらえるべきではなく、子どもの発達をめぐって協力すべき関係にある。

⑨すでに教員の大学院派遣研修制度があるが、問題は予算が措置されていないために派遣された教員数が少ないのである。教員の学歴水準を高めるためには大学院での教職課程履修を奨励し、あるいは専修免許状取得者ないし修士課程修了者やオーバードクターの採用を奨励することが必要である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 23 件)

- 1) 吉岡真佐樹「ドイツにおける教師教育改革と試補制度」全国私立大学教職課程連絡協議会『教師教育研究』依頼原稿 第24号 2011年刊行予定
- 2) 八木英二「国際的合意形成からみた教育権と義務教育の危機」京都橘大学研究紀要 査読無 第37巻 49-72頁 2011年
- 3) 吉岡真佐樹「EU統合のなかでのドイツの教員資質向上策—学士・修士制度の設置と試補制度の歴史—」『月刊高校教育』査読無 2010年5月号、28-32頁
- 4) 八木英二「教員評価基準をめぐる国際的合意形成にあらわれた二律背反」教育目標・評価学会紀要 査読あり 第20巻 2010年
- 5) 八木英二「大戦直後の教育における国際的合意形成と特別なニーズ教育」京都橘大学研究紀要 査読なし 第36巻 115-132頁 2010年
- 6) 蔵原清人「教師教育改革のめざすところ」関私教「会報」依頼原稿 第67号2010年5月25日 41-74頁、全国私立大学教職課程研究連絡協議会『教師教育研究』依頼原稿 第23号 2010年
- 7) 八木英二「大戦直後の教育における国際的合意形成と特別なニーズ教育」『京都橘大学研究紀要』査読無 第36号2010年115-132頁
- 8) 瀧本知加・吉岡真佐樹「地方自治体による『教師養成塾』事業の現状と問題点」『教師教育学会年報』査読あり第18号2009年48-60頁
- 9) 八木英二「2008 CEART 勧告に見る教師専門職性の発達」『ILO・ユネスコ『教員の地位勧告』とCEART 勧告を教育に生かす国際シンポジウム報告集』全日本教職員組合2009年9-16頁
- 10) 蔵原清人「教員免許法制の変容と『開放制教員養成』—免許の更新制と教職大学院を中心に—」『日本教育法学会年報』査読あり 第38号 2009年 42-50頁
- 11) 吉岡真佐樹「教師教育の質的向上策と養成制度改革の国際動向」『教師教育学会年報』査読あり 第17号 2008年 8-16頁
- 12) 蔵原清人「教員免許更新制の問題点」『日本

教育政策学会年報』査読あり第15号2008年 178-186頁

[学会発表] (計 11 件)

- 1) 瀧本知加「専門学校教員の実態とその資質・資格」日本教師教育学会第20回大会 日本大学文理学部 2010年9月26日
- 2) 蔵原清人「教育職員免許法の法的性格の検討」日本教師教育学会第20回大会 日本大学文理学部 2010年9月25日
- 3) 八木英二「教員評価基準をめぐる国際的合意形成にあらわれた二律背反—アセート勧告とかがわって—」目標評価学会 2009年11月29日 京都大学
- 4) 蔵原清人ほか「調査『ジェンダー平等教育の教育実践と大学で受けた授業科目との関係』に関する報告」日本教師教育学会第19回研究大会課題研究Ⅲ 2009年10月4日 弘前大学
- 5) 蔵原清人「教員免許法制の変容と『開放制教員養成』—免許の更新制と教職大学院を中心に—」日本教育法学会大会 2008年6月1日 広島修道大学

[図書] (計 6 件)

- 1) 免許法研究会 (共著)『教員の実践的指導力を担保する教員免許制度の法的枠組みに関する研究』報告書2 (2010年度) 自家版 2011年 全77頁  
教育職員免許法・同施行規則の改正意図にみる教員資格制度の構造 加島大輔  
教育職員免許法の法的性格の検討 蔵原清人  
教員免許状の「区分」の意義を考える 蔵原清人  
教員資格取得と免許科目の単位修得について 蔵原清人  
教員養成課程の「質保証」の現状と課題 山崎準二  
専門学校教員の資格要件の研究—一条校教員の資格要件と比較して— 瀧本知加  
EU圏にみる学校評価と教員評価 八木英二
- 2) 免許法研究会 (共著)『教員の実践的指導力を担保する教員免許制度の法的枠組みに関する研究』報告書1 自家版 2010年 全103頁  
教育職員免許法の法的性格について 蔵原清人  
教育職員免許法の沿革?主要な改正時における立法者意思を中心に— 加島大輔  
教員資質論の動向と教員資格問題 蔵原清人  
愛知大学教職課程委員会の議題の動向—免許法改正への対応を中心に— 田子健・佃隆一郎  
ドイツにおける教師教育改革の動向—資料と解題—  
はじめに 吉岡真佐樹/テルハルト「第1次教員試験か教育学修士号か」・解題と翻訳 吉岡真佐樹/オスナブリュック試補研

修所における教師教育スタンダード・解題  
と翻訳 瀧本知加

イギリス調査報告 八木英二

3)加島大輔編『教育職員免許法施行規則等沿革』  
免許法研究会 2010年 全271頁 本書には、教  
育職員免許法施行規則の他、教育職員免許法施  
行法施行規則、高等学校教員資格試験規程・教  
員資格認定試験規程を納めた。

4)教育目標・評価学会編『「評価の時代」を読  
み解くー教育目標・評価研究の課題と展望(上)』  
日本標準 2010年 山崎準二「教師の評価」  
64-73頁。

5)教育目標・評価学会『教育目標・評価研究の  
課題と展望(下)』日本標準 2010年 八木英  
二「教育目標・評価の発達論的視点」 42-51  
頁

6)日本教師教育学会編(共著)『日本の教師教  
育改革』学事出版 2008年 第Ⅱ部第9章 蔵  
原清人「東京教師養成塾と『大学における教員  
養成』」152~168頁

[その他]

なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

蔵原清人 (KURAHARA KIYOHITO)

工学院大学・工学部・教授

研究者番号：50178092

### (2) 研究分担者

山崎準二 (YAMAZAKI JUNJI)

東洋大学・文学部・教授

研究者番号：50144051

田子 健 (TAGO TAKESI)

日本女子体育大学・体育学部・教授

研究者番号：70167493

八木英二 (YAGI HIDEJI)

京都橘大学・人間発達学部・教授

研究者番号：30071278

吉岡真佐樹 (YOSHIOKA MASAKI)

京都府立大学・福祉社会学部・教授

研究者番号：80174895

蔵原三雪 (KURAHARA MIYUKI)

日本女子体育大学・体育学部・教授

研究者番号：70258945

清水康幸 (SHIMIZU YASUYUKI)

青山学院女子短期大学・一般教育科目・教

授

研究者番号：40178992

加島大輔 (KASHIMA DAISUKE)

愛知大学・文学部・助教

研究者番号：90555442

(平成21年度より)

瀧本知加 (TAKIMOTO CHIKA)

大阪府立大学・大学院文学研究科・特任講  
師

研究者番号：10585011

(平成22年度より)

### (3) 連携研究者

なし